

小規模用消防計画

第1 作成上の留意事項

1 消防計画作成例活用対象

小規模用消防計画により作成する場合に活用する。

2 記入上の注意事項

(1) ★印は、統括防火管理に該当する場合に記入する。

(2) ※印は、防災管理が該当する場合に必要な項目である。

なお、この場合、作成例中で使用されている語句を、以下のように読み替えて作成する必要がある。

ア 「防火管理」を「防火・防災管理」に、「防火管理者」を「防災管理者（防火管理者）」とする。

イ 統括防災管理対象物に該当する場合は、「統括防火管理」を「統括防火・防災管理」に、「統括防火管理者」を「統括防火・防災管理者」とする。

(3) ▲印は、該当する場合に記入する。

(4) 作成例は、小規模な事業所の一般的な形態を想定したため、事業所個々の営業形態及び組織、建物構造、設備の設置状況等の実態とその特異性を加味し、適宜、加筆して作成する。

なお、加筆する場合は、当該事業所の実態を踏まえて、各項目の「その他」の欄又は余白に書き加える。

3 留意事項

(1) 作成する消防計画の各項目は、作成例の「留意事項」に基づき、作成する。

(2) 別表関係は、その使用目的、内容を良く理解した上で活用する。

また、別表1-1、1-2の「自主検査表」は、用途ごとの特性を考慮して作成する。

(3) 内部選任された防火管理者が作成する消防計画には、事業所ごとの「防火管理業務実施計画書」（資料編・資料1参照）を添付する。

(4) 本作成例に示す別表・別紙のほか、資料編の中から必要に応じ、消防計画に内容を盛り込むこと。

4 消防計画作成チェック表等の添付

届出書に「消防計画作成チェック表」及び「防火対象物実態把握表」（資料編・資料3参照）を添付するとともに、これにより、消防計画に定める事項に漏れがないかどうかのチェックを行う。

第2 消防計画作成チェック表（小規模用）

- 防災管理義務対象物〔該・否〕
 自衛消防組織〔該・否〕
 統括防火管理義務対象物〔該・否〕
 統括防災管理義務対象物〔該・否〕
 条例第55条の2の2（防災センター管理計画）〔該・否〕
 条例第55条の3の2（防火管理業務計画）〔該・否〕

	作成する内容	必要項目	作成チェック	備考
1	目的と適用範囲	◎		
2	管理権原者の責任及び防火管理者の業務	◎		
3	火災予防上の自主検査	◎		
4	防火対象物及び消防用設備等の点検	◎		
5	従業員の守るべき事項	◎		
6	放火防止対策	◎		
7	工事等における安全対策	◎		
8	防火・防災教育	◎		
9	訓練	◎		
10	消防機関への連絡、報告	◎		
11	防火管理業務の一部委託	▲		
12	自衛消防組織	▲		
自衛消防隊の編成及び任務等				
13	A 事業所自衛消防隊を編成する場合	◎		
	B 防火対象物自衛消防隊を編成する場合	◎		
14	震災対策	○		
15	大規模テロ等に伴う災害対策	●・※		
16	大雨・強風対策	●		
17	受傷事故等に係る自衛消防対策	●		
18	その他防火管理上必要な事項	◎		
19	避難経路図の掲示	◎		
別表1-1	自主検査表（日常）	◎		
別表1-2	自主検査表（定期）	◎		
別表2	防火・防災管理業務の一部委託状況表	▲		
別表3	自衛消防訓練実施結果記録書	◎		
別表4	オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト	○		
別表5	一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄	○		
別表6	震災時における時差退社計画	○		
別表7	施設の安全点検のためのチェックリスト	○		
別紙	防火・防災の手引き	▲		
その他				

- （備考） 1 ◎印は、消防法第8条第1項に定める防火管理に係る消防計画作成の上で必要な項目である。
- 2 ○印は、震災対策条例第10条に定める事業所防災計画作成の上で必要な項目である。
- 3 ●印は、火災予防条例第55条の4に基づく自衛消防対策の項目である。
- 4 ▲印は、該当する場合に定める項目である。

- 5 ★印は、統括防火管理義務対象物に該当する場合に定める項目である。
- 6 ※印は、消防法第 36 条第 1 項において準用する同法第 8 条第 1 項に定める防災管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
- 7 作成チェックは、消防計画の作成者が、自己の事業所の消防計画の作成に当たり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックする。
- 8 [該 ・ 否] の欄は、どちらかを○で囲む。
- 9 事業所の実態に合わせて作成した別表・別記・別図については、別表等の空欄に記入する。

第3 作成例（小規模用）

〇〇ビル 消防計画

統括防火管理〔 該 ・ 否 〕

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日作成

1 目的と適用範囲

この計画は、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、管理権原の及ぶ 〇〇株式会社が占有する 部分に勤務等する者は、この計画を守らなければならない。

2 管理権原者の責任及び防火管理者の業務

(1) 管理権原者の責務

- ア 管理権原者は、管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
- イ 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

(2) 防火管理者の業務

- ア 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- イ 火災予防上の自主検査の実施又は監督
 - 消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）等の検査・点検を実施又は監督し、不備欠陥事項のある場合は、改修を図る。
- ウ 防火対象物の法定点検及びその立会い
- エ 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- オ 改装工事等の立会い及び安全対策の樹立
- カ 火気の使用、取扱いの指導、監督
- キ 収容人員の管理
- ク 従業員に対する防火・防災教育の実施
- ケ 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- コ 管理権原者への提案や報告
- サ 放火防止対策の推進
- ※シ 防災管理の法定点検の立会い
 - ス 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は監督
 - セ 防災設備及び避難施設等の検査・点検の実施と不備欠陥箇所がある場合の改修
 - ソ 地震発生時における家具類の転倒・落下・移動の防止措置
 - タ 避難経路図の掲示
- ★チ 統括防火管理者への報告
 - 全体についての消防計画に定められている事項について変更があるときは、統括防火管理者に報告する。

○留意事項○

1 目的と適用範囲

火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ること及び管理権原者が分かれている防火対象物については、当該権原の及ぶ範囲を文章又は平面図等により図示する等して明確にする必要がある。

(例1) ○階の○○○株式会社の

(例2) 別図○に明示する

消防計画の適用範囲は当該事業所等に勤務等する者に適用するよう定める。

2 管理権原者の責任及び防火管理者の業務

(1) 管理権原者の責務

ア 防火管理業務は、管理権原者が防火管理者を選任して行わせるものであるが、最終的な防火管理責任は、管理権原者にあることを計画の中で明確にしておく。

イ 自主点検結果等について、不備欠陥があった場合は、管理権原者の責務で速やかに改修することを明確にする。

(2) 防火管理者の業務

ア 訓練計画に基づき、自衛消防訓練を実施する業務

イ 建物、危険物等の施設、火気使用設備器具、消防用設備等の点検・検査の実施及び監督の義務

【例】

(ア) 建物の主要構造部（基礎、構造等）や内装等

(イ) 防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁等火災の拡大を防ぐための施設

(ウ) 階段、避難口など避難するのに必要な施設

ウ 改装、模様替等の工事場所は、溶接・溶断等で火花が散るなどして火災の危険性が高いことから、防火管理者などが立会い、確認する必要がある。

エ 火気を使用する場合は、取扱いに関する指導監督の業務

オ 収容人員を管理し、過剰な人員が入場することのないように定める。

カ 防火管理者がリーダーとなって、従業員及びその他防火管理業務に従事する者に対する防火・防災教育を実施する業務

キ 防火担当責任者や火元責任者など防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与え適正に監督する業務

ク 管理権原者に対しては、不備欠陥箇所や自主検査表の内容などについて報告する。

ケ 防火管理者は、放火防止対策を定め、その推進を図る必要がある。

★コ 統括防火管理者と密に連絡を取り、防火対象物全体で防火管理業務を行う。

その他上記以外に防火管理者として行わなければならない防火管理業務を記入する。

3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表1-1、1-2に基づき実施する。

	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表1-1	<u>毎日終業時</u>	<u>〇〇 〇〇</u>	
別表1-2	<u>〇月と〇月</u>	<u>〇〇 〇〇</u>	

★不備欠陥事項の改修は、全体についての消防計画に基づく責任範囲により管理権原者が行う。

4 防火対象物及び消防用設備等の点検

- (1) 管理権原者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検について、法令に規定する期限内に報告できるように計画的に点検する。
- (2) 防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し整備する。
- (3) 防火管理者は、点検結果の記録を「防火管理維持台帳」に編冊して、整備し保存する。
- (4) 点検時以外で、不備を発見した場合についても計画的に改修する。
- (5) その他

消防用設備等の法定点検は、建物所有者側で実施する。

5 従業員の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行うこと。
- (4) 厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃すること。
- (5) 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃すること。
- (6) ガス機器を使用中はその場を離れないこと。その場を離れるときは、火を消してから離れること。
- (7) その他

火気使用設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。

6 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
- (3) 終業時には、必ず施錠する。
- (4) その他

ア 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。

イ ゴミ類は、ゴミ収集日の朝までゴミ集積所には出さない。

3 火災予防上の自主検査

- (1) 「自主検査表」は、自己事業所の火気などの使用している状況等を考慮して、検査項目を定める。
検査実施者は、火元責任者等にし、検査実施日も毎日終業時とする等頻度、回数等を定め記入する。

★(2) 自主点検等の結果、不備欠陥事項が発見された場合の改修は、全体についての消防計画に定められている責任範囲により、事業所の管理権原者が行うように例示を参考にして記入する。

4 防火対象物及び消防用設備等の点検

防火対象物及び消防用設備等の法定点検は、定められた期間内に定期的を実施する必要がある。

- (1) 点検結果は管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し、早急に改修する。
- (2) 点検結果の記録や自主点検表など防火管理に関するものは、一括して台帳に綴じておく。
- (3) 点検期間は、法令上定められた期間内に行わなければならないが、点検時以外で不備を発見した場合も、早急に改修する必要がある。
- (4) 消防用設備等を建物所有者側で点検する場合は、その他欄に記入する。

5 従業員の守るべき事項

- (1) 避難施設を管理する。
- (2) 防火戸とは、階段等への出入口に設けられる鉄製の扉、シャッター等を指し、他への延焼防止、階段室等への煙の流入防止の役割を果たしている。このことから、熱又は煙等を感知して自動的に閉鎖するものを除き、常に閉鎖しておく必要がある。
- (3) 従業員の喫煙管理を徹底する。
- (4) 調理作業で油脂が発生するため、厨房機器やその周囲は絶えず油で汚れている。汚れたままにしていると、油かすに火が着いて火災になることがある。
- (5) 油脂が発生する火気使用設備器具の排気ダクトには、火災発生時に炎の侵入を防ぐために、防火ダンパーや自動消火装置等の火炎伝送防止装置が設置されているが、付着した油かす等により正常に作動しない火災事例が発生している。
- (6) ガス機器からの火災は、その約半数が使用放置により発生している。
- (7) その他、それぞれの事業所ごとに守るべき事項は例示のように追加して記入する。

6 放火防止対策

それぞれの事業所の実態に応じた放火防止対策を講じる必要がある。

7 工事等における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。
- (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
- (3) 工事人に対して、指定された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
- (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。

ア 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備をする。

イ 塗装などに危険物を使用する場合は、その都度防火管理者の承認を受けること。

ウ 放火を防止するために、資器材の整理、整頓をする。

- (5) その他

防火管理者は、間仕切変更等に伴う消防用設備等の作動障害など法令適合状況の確認を行う。

8 防火・防災教育

- (1) 別紙「防火・防災の手引き」を活用し、従業員・新入社員等に必要の都度、教育を行う。
- ★▲(2) 統括管理者及び告示班長並びに防災センター要員の資格管理については、全体についての消防計画に定める。
- ▲(3) 管理権原者は、「自衛消防技術認定証」の資格を有する者の育成を計画的に推進する。
- (4) その他

9 訓練

- (1) 実施内容等

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	火災等発生から消防隊到着までの一連の訓練を行う。	おおむね ○ 月
部分訓練	消火・通報・避難誘導等を個別に行う訓練	おおむね ○ 月と ○ 月

- (2) 訓練の事前連絡

訓練を実施する場合は、事前に消防機関に連絡する。

- (3) 実施結果の検討等

自衛消防訓練終了後直ちに訓練の実施結果について検討するとともに、別表3「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させるものとし、「防火管理維持台帳」に綴じて、訓練を行った日から3年間保管する。

10 消防機関への連絡、報告

- (1) 消防計画の変更の届出 変更時
- (2) 用途変更等により、防火対象物の内容を変更するときの「防火対象物使用開始届出」 変更時
- (3) 防火対象物、消防用設備等の点検結果を消防署長に報告 年1回
- (4) 改装工事を行うときの「工事中の消防計画」 改装工事実施時
- (5) 消火、避難訓練を実施する際の通報 訓練実施時
- ▲(6) 自衛消防組織設置（変更）届出 組織変更時等
- (7) その他 _____

7 工事等における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合に、工事の安全対策を樹立し、「工事中の消防計画」の届出をする必要がある。
- (2) 工事は、溶接・溶断等の火気を伴うことが多いので、火気管理の責任者を明確にしておく必要がある。特に防火管理者は、工事の進捗状況や火気管理の状況などを確認し、火災危険を伴う場合は、必要に応じ、工事を中止させる必要がある。
その他、工事種別に応じた必要な事項を例示のように追加して記入する。
- (3) 防火管理者は、間仕切変更等によるスプリンクラー設備のヘッドの散水障害や催物の開催に伴う避難通路の確保状況など法令適合状況の確認を行う。

8 防火・防災教育

- (1) 従業員・新入社員等に防災教育を必要の都度実施し、防火・防災への関心を高める必要がある。
- ★▲(2) 統括管理者、防災センター要員、自衛消防活動中核要員等の資格管理について、全体についての消防計画で定める場合に明記する。
- ▲(3) 自衛消防活動中核要員の義務がある事業所等では、隊員の育成を図るとともに、「自衛消防技術認定証」の資格を有する者を育成する必要がある。
- (4) その他、必要な事項があれば、下線を引いた部分に記入する。

9 訓練

- (1) 訓練の実施要領については、資料編の参考資料を参照すること。
なお、地震に備えた訓練も合わせて実施する必要がある。
- (2) 表には、訓練の実施月を記入する。実施時期は、消火器の点検時や詰め替え時に行うなど訓練に関連する時期等を捉え、効果的に行うようにする。
なお、不特定多数の人が利用する店舗などは、消火訓練と避難訓練を年2回以上行うことが、法で義務付けられている。また、消火訓練のうち1回は、実際に消火器から消火薬剤を放射するなどの放水訓練を行う必要がある。
- (3) 防災管理義務対象物においては、年1回以上の避難訓練を実施することが義務付けられている。
訓練の終了後に別表3「自衛消防訓練実施結果記録書」の内容をチェックし検討して、次回の訓練に反映できるようにする必要がある。
また、防火管理者は、条例第55条の4に基づき「自衛消防訓練実施結果記録書」を作成し、訓練を行った日から3年間、防火管理維持台帳に綴じて保管しておくものとする。

10 消防機関への連絡、報告

- (1) 消防法で定められている消防機関への届出などについて、具体的に記入する。
- (2) 防火対象物、消防用設備等の点検結果を消防署長に報告する頻度を記入する。
- ※(3) 防災管理対象物の管理権原者は、防災管理点検資格者に点検をさせ、その結果を1年に1回、消防機関に報告することが義務付けられている。

▲ 1 1 防火管理業務の一部委託 (有・無)

防火管理に関する業務の一部を、別表 2 のとおりに委託する。

▲ 1 2 自衛消防組織

(1) 管理権原者の責務

- ア 管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織を設置及び運営し、共同してその責任を有する。
- イ 管理権原者は、全体についての消防計画を遵守する。
- ウ 管理権原者は、共同して統括管理者を選任し、自衛消防組織を統括させるものとする。

(2) 自衛消防組織の協議会及び統括管理者

- ア 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営は、全体についての消防計画に定める。
- イ 自衛消防組織の統括管理者の選任及び責務は、全体についての消防計画に定めた内容によるものとする。
- ウ 統括管理者は、全体についての消防計画に定める業務を行う。

▲11 防火管理業務の一部委託

防火管理業務の一部を第三者に委託している場合は、その委託内容を別表2の様式に記載し、消防計画に添付する。(委託の有無を○で囲む。)[(省令第3条第2項)、(※防災管理が該当する場合は、省令第51条の8第2項)]

▲12 自衛消防組織

(1) 自衛消防組織の設置と管理権原者の責務

法第8条の2の5により、自衛消防組織の設置が義務付けられる場合に、管理権原者の責務について記述する。

(2) 自衛消防組織の協議会と統括管理者

法第8条の2の5により、自衛消防組織の設置が義務付けられる場合であって、自衛消防組織の協議会及び統括管理者に関する内容を全体についての消防計画において定める場合に記載する。

事業所自衛消防隊を編成する場合

13-A 事業所自衛消防隊の編成及び任務等

- ★▲事業所自衛消防隊は、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の地区隊となるものとする。
- ★▲事業所自衛消防隊は、管理権原が及ぶ範囲を担当するが、防火対象物自衛消防隊長の命令により、防火対象物全体で活動するものとする。

事業所自衛消防隊

事業所本部隊

管理権原者 [○○ ○○]

事業所自衛消防隊長
[○○ ○○]



事業所自衛消防隊長の代行者兼副隊長

1 [○○ ○○]

2 [○○ ○○]

通報連絡(情報)班

[○○ ○○]

[○○ ○○]

[○○ ○○]

初期消火班

[○○ ○○]

[○○ ○○]

[○○ ○○]

避難誘導班

[○○ ○○]

[○○ ○○]

[○○ ○○]

応急救護班

[○○ ○○]

[○○ ○○]

[○○ ○○]

○○○○○班

[○○ ○○]

[○○ ○○]

[○○ ○○]

災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の任務
(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119番通報及び防災センターへ連絡する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。	○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により、情報を収集する。 (2) 事業所自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
(1) 避難路を確保し、水バケツ、消火器等を使用して初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 (3) <u>屋内消火栓を活用して消火する。</u>	○ 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒落下防止等の被害防止措置を実施する。 (2) <u>危険箇所の補強等を行う。</u>
(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	○ 災害等発生時の任務と同じ。 (1) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。 (2) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
(1) <u>負傷者に対する応急処置</u> (2) <u>救急隊との連携、情報の提供</u> (3) <u>負傷者の氏名、負傷程度の記録</u> (4) <u>逃げ遅れた者の救出</u>	○ 応急措置担当とする。 (1) <u>危険箇所の補強等を行う。</u> (2) <u>避難通路の確保</u>

事業所自衛消防隊を編成する場合

13-A 事業所自衛消防隊の編成及び任務等

本編成表は、一般的な組織を示したものである。

(編成要領)

- (1) 事業所自衛消防隊には、事業所本部隊を編成する。
- (2) 事業所本部隊に事業所自衛消防隊長及び班を置く。
- (3) 事業所本部隊の班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班を基本として設置した上で従業員数等に応じて安全防護班、応急救護班を付加するものとする。
なお、従業員の少ない事業所は、複数の班を兼務するものとする。
ア 各班には必要に応じて班長を置く。
イ 自力避難困難者を収容する事業所については、避難誘導班に代えて避難救出班を編成する。
- (4) 事業所自衛消防隊長は、原則として、当該防火対象物に勤務する防火管理者を充てる。ただし、これにより難しい場合は、当該防火対象物に勤務する当該事業所における管理的又は監督的立場の者で、自衛消防に関する必要な知識及び技能を有すると認められる者を事業所自衛消防隊長とする。
- (5) 事業所の営業時間又は就業時間中等において、事業所自衛消防隊長が不在となる時間帯に備え、当該防火対象物に勤務する事業所自衛消防隊長の代行者を定める。
事業所自衛消防隊長の代行者は、努めて複数とし、代行の優先順位を定めておく。
事業所自衛消防隊長の代行者は、努めて防火管理講習修了者、防災センター要員講習修了者又は自衛消防技術認定証を有する者とする。
- (6) 休日営業、夜間営業、24時間営業等で従業員が交替し、又は大幅に減少するなど組織及び構成員の体制が異なる次のような場合の事業所自衛消防隊の組織は、原則として別編成とする。
ア 従業員が交替する場合
営業時間中の夜間時間帯等における従業員の交替によって、人員構成が大幅に変わり、通常体制の事業所自衛消防隊の編成による活動体制が確保できない状況となる場合、夜間体制等の事業所自衛消防隊は別編成とする。
適用対象例：24時間営業、深夜営業等の飲食店舗及び物品販売店舗、交替制勤務の工場及び作業所等
イ 従業員が減少する場合
営業時間中の夜間時間帯等における従業員の減少によって、人員構成が大幅に変わり、通常体制の事業所自衛消防隊の編成による活動体制が確保できない状況となる場合、夜間体制等の事業所自衛消防隊は別編成とする。
適用対象例：病院、社会福祉施設、ホテル等
- (7) 編成表については、管理権原者の役職名等・氏名、事業所自衛消防隊長の役職名等・氏名、事業所自衛消防隊長の代行者の代行の優先順位、役職名等・氏名、その他の構成員の役職名等を明確にする。
ア 別編成を行った場合は、別紙に別編成の編成表を作成し添付する。
イ 各班の任務は、災害等発生時及び警戒宣言が発せられた場合の任務を明確にしておく。
なお、事業所の実態に応じて、任務に付加することがあれば、例示のように各班の任務欄に記入する。

13-B 防火対象物自衛消防隊の編成及び任務等

防火対象物自衛消防隊

防火対象物本部隊

管理権原者 [○○ ○○]

防火対象物自衛消防隊長



防火対象物自衛消防隊長の代行者兼副隊長

[○○ ○○]

1 [○○ ○○]

2 [○○ ○○]

通報連絡(情報)班

[○○ ○○]

[○○ ○○]

[○○ ○○]

初期消火班

[○○ ○○]

[○○ ○○]

[○○ ○○]

避難誘導班

[○○ ○○]

[○○ ○○]

[○○ ○○]

応急救護班

[○○ ○○]

[○○ ○○]

[○○ ○○]

○○○○○班

[]

[]

[]

災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の任務
(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。	○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により、情報を収集する。 (2) 事業所自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
(1) 避難路を確保し、水バケツ、消火器等を使用して初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 (3) <u>屋内消火栓を活用して消火する。</u>	○ 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒落下防止等の被害防止措置を実施する。 (2) <u>危険箇所の補強等を行う。</u>
(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	○ 災害等発生時の任務と同じ。 (1) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。 (2) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
(1) <u>負傷者に対する応急処置</u> (2) <u>救急隊との連携、情報の提供</u> (3) <u>負傷者の氏名、負傷程度の記録</u> (4) <u>逃げ遅れた者の救出</u>	○ 応急措置担当とする。 (1) <u>危険箇所の補強等を行う。</u> (2) <u>避難通路の確保</u>

防火対象物自衛消防隊を編成する場合

13-B 防火対象物自衛消防隊の編成及び任務等

本編成表は、一般的な組織を示したものである。

(編成要領)

- (1) 防火対象物自衛消防隊には、防火対象物本部隊を編成する。
- (2) 防火対象物本部隊に防火対象物自衛消防隊長及び班を置く。
- (3) 防火対象物本部隊の班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班を基本として設置した上で従業員数等に応じて安全防護班、応急救護班を付加するものとする。
なお、従業員の少ない事業所は、複数の班を兼務するものとする。
 - ア 各班には必要に応じて班長を置く。
 - イ 自力避難困難者を収容する事業所については、避難誘導班に代えて避難救出班を編成する。
- (4) 防火対象物自衛消防隊長は、原則として、当該防火対象物に勤務する防火管理者を充てる。ただし、これにより難しい場合は、当該防火対象物に勤務する当該事業所における管理的又は監督的立場の者で、自衛消防に関する必要な知識及び技能を有すると認められる者を防火対象物自衛消防隊長とする。
- (5) 防火対象物の営業時間又は就業時間中等において、防火対象物自衛消防隊長が不在となる時間帯に備え、当該防火対象物に勤務する防火対象物自衛消防隊長の代行者を定める。
防火対象物自衛消防隊長の代行者は、努めて複数とし、代行の優先順位を定めておく。
防火対象物自衛消防隊長の代行者は、努めて防火管理講習修了者、防災センター要員講習修了者又は自衛消防技術認定証を有する者とする。
- (6) 休日営業、夜間営業、24時間営業等で従業員が交替し、又は大幅に減少するなど組織及び構成員の体制が異なる次のような場合の防火対象物自衛消防隊の組織は、原則として別編成とする。
 - ア 従業員が交替する場合
営業時間中の夜間時間帯等における従業員の交替によって、人員構成が大幅に変わり、通常体制の防火対象物自衛消防隊の編成による活動体制が確保できない状況となる場合、夜間体制等の防火対象物自衛消防隊は別編成とする。
適用対象例：24時間営業、深夜営業等の飲食店舗、物品販売店舗及び交替制勤務の工場、作業所等
 - イ 従業員が減少する場合
営業時間中の夜間時間帯等における従業員の減少によって、人員構成が大幅に変わり、通常体制の防火対象物自衛消防隊の編成による活動体制が確保できない状況となる場合、夜間体制等の防火対象物自衛消防隊は別編成とする。
適用対象例：病院、社会福祉施設、ホテル等
- (7) 編成表については、管理権原者の役職名等・氏名、防火対象物自衛消防隊長の役職名等・氏名、防火対象物自衛消防隊長の代行者の代行の優先順位、役職名等・氏名、その他の構成員の役職名等を明確にする。
 - ア 別編成を行った場合は、別紙に別編成の編成表を作成し添付する。
 - イ 各班の任務は、災害等発生時及び警戒宣言が発せられた場合の任務を明確にしておく。
なお、事業所の実態に応じて、任務に付加することがあれば、例示のように各班の任務欄に記入する。

1 4 震災対策

(震災に備えての事前計画)

- (1) 防火管理者は、別表1-1「自主検査表(日常)」に基づき、点検、検査を行い、従業員は、防火管理者の指示に従い、火災予防措置、避難施設の維持管理等を実施する。
- (2) 防火管理者は、別表1-2「自主検査表(定期)」に基づき、建築物及び建築物に付随する施設物(看板、装飾塔等)の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。
- (3) 防火管理者は、事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等のオフィス家具類の落下、転倒及び移動防止の措置を別表4のチェックリストを活用して実施する。
- (4) 防火管理者は、危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置及び送油管等の緩衝装置の点検及び確認を行う。
- (5) 防火管理者は、火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。
- (6) 管理権原者は、法令基準に基づき消火器等を設置し、適正に維持管理する。
- (7) 防火管理者は、従業員、児童、生徒等及び他の在館者(以下「従業員等」という。)が建物から安全に避難できるように、別表1-2「自主検査表(定期)」に基づき、避難施設及び防火設備を点検し、安全な状態を確保する。また、避難場所及び避難方法を確認しておき、火災・津波等の危険が予想される場合は、適切に避難を実施する。

避難場所：〇〇公園 (津波：□□ビル)

避難方法：1階ロビーで集合・点呼を行い、課ごとに△△通りをとおり、避難場所に向かう。

- (8) 管理権原者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。また、資器材及び非常用物品の点検整備を定期的実施する。
- (9) 管理権原者は、別紙1「防火・防災の手引き(新入社員用)」又は別紙2「防火・防災の手引き(従業員用)」に準じて、従業員に対し地震時の対応方法等の防災教育及び訓練を実施する。
- (10) 管理権原者は、周辺地域の事業所及び住民等との連携及び協力に努める。
- (11) 警戒宣言が発せられた場合の措置は、次のとおりとする。
 - ア 防火管理者は、警戒宣言が発せられた旨の内容を事業所内の者に伝達する。
 - イ 防火管理者は、火気使用禁止及び施設、設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。
- (12) 管理権原者は、通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段及び手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否確認手段を従業員に周知するものとする。
 - ア 従業員は、震災時における家族との安否確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておくものとする。
 - イ 震災時における従業員の安否確認者(班)及び安否確認手段は、次のとおりとする。

安否確認者(班)	優先順位	安否確認手段
防火管理者	第1優先順位	携帯電話用災害用伝言板
	第2優先順位	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)
	第3優先順位	災害用伝言ダイヤル(171)

- (13) 管理権原者は、従業員等の一斉帰宅を抑制するため、次の措置を講じる。
 - ア 震災により公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知するものとする。
 - イ 震災時に従業員等の安全を確保するため、従業員等が安全に待機できる場所(施設内待機場所)を確保するものとする。

施設内待機場所・・・3階大会議室 ・ 1階エントランス

1.4 震災対策

(震災に備えての事前計画)

- (1) 大規模事業所における点検整備は、点検箇所、点検項目が多く、一人で全てを行うことは困難である。そのため、職場で働く人が日常の火災予防の任務分担に応じて組織的に点検を行う。
- (2) 地盤が軟弱な地域の建物、老朽化した建物などは、倒壊する危険が高いため、耐震診断、耐震改修を行い、建物の安全を確保する。建物が倒壊しない場合も天井の落下、外壁のタイルのはく離、窓ガラスや看板などの落下、ブロック塀の倒壊などの危険を取り除く必要がある。
- (3) 別表4「オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト」に従い、オフィス家具を固定する。
- (4) 危険物を貯蔵又は取り扱う事業所は、危険物の種類、数量、施設の規模、設備の形態等に応じた対策を立てる必要がある。特に、危険物品、化学薬品、高圧ガス等の転倒、落下による漏えい、混合発火の防止措置や送油管等の緩衝装置の機能確認、高架タンク等の落下防止措置を講じておく。
- (5) 火気使用設備等からの出火を防ぐには、設備の本体、周囲の状況などを点検し、不備事項を改善しておく。具体的には、自動消火設備が正常に機能するか、燃料容器が転倒防止措置されているかを確認する。
- (6) 地震時には火災が同時に多発することが予想されるため、消火器等が指定された場所に常備されているか確認しておく。
- (7) 火災や津波の危険が予想された場合に適切に避難を開始できるように、事前に避難場所、避難方法を定めておく。

【避難所とは】

災害により住宅を失った場合に一定の期間避難生活を行う場所である。具体的な施設としては、小中学校や公民館などの公共施設が多く指定されている。

【避難場所とは】

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所で、その大きさは火災によるふく射熱から身を守るために、おおむね10ヘクタール以上が必要だとされている。

- (8) 消防隊が到着する前に、初期消火や救助・救護を効果的に行うために、必要な資器材を準備しておく。

非常用物品として準備しておく便利なもの

種 別	品 名
応急手当用品	①医薬品：殺菌消毒剤、やけど薬、整腸剤、止血剤、ばんそうこう等 ②救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ナイフ、ハサミ、ピンセット、体温計、副木等
救出作業資器材	ジャッキ、掛矢、のこぎり、バール、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、万能斧、エンジン式チェーンソー、担架、毛布等
非常用物品	①懐中電灯、ろうそく、マッチ、ライター、携常用拡声器、メガホン、携帯ラジオ、予備電池、非常用照明器具、ビニール袋等 ②衣類等（ヘルメット、防災ずきん、軍手、替え下着、タオル、運動靴）
非常持ち出し品	①施設・設備台帳 ②自社・関連企業従業員・出向者等一覧表 ③顧客リスト、契約リスト等の部署ごとの重要書類、貴重品、光ディスク
その他	(事業内容に応じ)：防水シート、組立式テント、トランシーバー等

- (9) 新入社員が入社する時期や防災の日(9月1日)などの機会を捉えて訓練を定期的実施する。訓練は、地震による被害想定に基づき、必要な人員、物資、資器材及び活動要領など、実践的な内容で行うようにする。
- (10) 自らの事業所の自衛消防隊が隣接事業所や防災市民組織、住民等と連携し、消火作業や救出、救護活動を行い、被害を最小限に抑える。事前に協定を取り決めておき、震災時に効果的に相互支援を行える体制を構築する。

ウ 従業員等の施設内待機を維持するために、3日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資(備蓄品)を備蓄するものとする。

また、従業員等以外の帰宅困難者用に10%程度を余分に備蓄する。

備蓄場所・備蓄品・・・別表5のとおり

エ 従業員の徒歩による帰宅経路を把握し、グループ毎の時差退社計画を作成しておく。

時差退社計画表・・・別表6のとおり

(14) 防火管理者は、鉄道等交通機関の運行状況、二次災害に備えた余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、従業員等に適宜伝達する。

(15) 管理権原者は、訓練等を実施した結果の確認及び検証を行い、計画の見直し、改善していく取り組み(PDCAサイクル)を取り入れることとする。

- (11) 気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」は、「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される「東海地震予知情報」がある。

＜参考＞放送文の例については、資料編「放送文」参照

- (12) 管理権原者は、震災時における従業員及びその他防火管理業務に従事する者との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員及びその他防火管理業務に従事する者へ周知する必要がある。震災時には、大幅に通話規制が行われるため、固定電話、携帯電話がつながりにくくなることから、従業員、家族等との安否確認については、通信規制が比較的緩やかな携帯電話の PACKET 通信や災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル(171)、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 等の複数の確認手段をあらかじめ定めておく。

- (13) 地震発生直後は、公共交通機関の運行が停止しており、従業員等の一斉帰宅行動は、多数の帰宅困難者による群衆事故や二次災害につながるおそれがある。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するために、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底することを定めておく。

ア 従業員等の施設内待機を維持するための必要な物資を備蓄しておく。備蓄品は、エレベーターが停止した場合に備え、努めて複数階に備蓄品を置くようにする。

イ 備蓄品の保管方法は、消防法違反（避難通路や自動火災報知設備が免除されているパイプシャフト、消火用ポンプ室等の機械室に置くなど）とならないようにする。

一斉帰宅抑制のポイント

対策		ポイント	
施設内待機場所の指定		<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内に従業員等がとどまれるように耐震診断・耐震改修を行う。 ○ 天井落下や設備の損壊などを考慮し、努めて複数箇所を指定する。 ○ 定員は、床面積約 3.3㎡あたり 2 人を目安とする。 	
備蓄品の確保		<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災後 3 日間は、救助・救出活動が優先されることから、おおむね 3 日分の飲料水、食料、簡易トイレ、毛布等を備蓄する。 ○ 共助の観点から、努めて従業員等以外の帰宅困難者用に従業員分の備蓄の 10% 程度を余分に備蓄する。 ○ エレベーターが停止した場合に備え、努めて複数階に備蓄品を置くようにする。 	
要配慮者	高齢者	長距離の移動及び階段による移動を介助するための備品を準備する。	医薬品、防寒用物品、熱中症対策物品等を準備する。
	障がい者		医薬品、筆談用品等の情報提供用物品等を準備する。
	妊婦		ベッドやマット等を準備する。緊急出産時の対応を検討しておく。
	乳幼児	ミルク、乳幼児用の食品、紙おむつ、清拭用のウェットティッシュ、個室確保用の間仕切壁を準備する。	
	外国人	被害の状況、最寄りの避難場所、大使館の位置情報等を提供できるように、あらかじめ外国語による案内、ユニバーサルデザイン等を作成しておく。	
小中学生	保護者との安否確認を補助等する担当者を定めておく。		
時差退社計画	第 1 優先	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭内事情がある者 ○ 勤務地直近(おおむね 10km 以内)の居住者(徒歩帰宅が可能者) 	
	第 2 優先	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務地からおおむね 20km 圏内居住者(帰宅経路の安全性が確認できた者) 	
	第 3 優先	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務地からおおむね 20km 以上離れた場所の居住者(帰宅経路の安全性が確認できた者) 	

- (14) 地震発生直後は、帰宅困難者による混乱を防止するため、公共交通機関の運行状況や災害情報を積極的に収集し、館内放送や拡声器等を用いて、従業員等に伝達する。

駅周辺の事業所においては、駅前滞留者協議会と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設に誘導するなど利用者保護を図る。

- (15) 定期的な訓練等を通して内容の確認や検証を行い、常に効果的で効率的なものとなるよう見直しを図る。

(震災時の活動計画)

- (1) 大規模な地震発生時は、人的、物的被害が甚大となることが予測されるため、災害時における指示命令システムに混乱をきたすことが予想される。そのため、各事業所は実態に応じ柔軟に対応できる体制を構築し、震災時は地区隊ごとに活動を行う。

震災時の自衛消防活動の体制は、事業所の用途等に応じて、任務の種類や担当者の数などを考慮し、編成する必要がある。例えば、多数の客がいる事業所では、避難誘導担当者を多くするなどの考慮が必要である。

(震災時の活動計画)

- (1) 地震時の活動は、火災時の自衛消防隊による活動を原則とする。

また、この編成では対応が困難と認められる場合、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (2) 緊急地震速報を受信した場合は、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保すること。
- (3) 震災時の出火防止対策及び初期消火活動は、次のとおりとする。
 - ア 地震時、火気使用設備器具付近にいる従業員等は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
 - イ 火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消防用設備等を活用し、初期消火を実施する。
- (4) 管理権原者は、危険物、毒物、劇物、高圧ガス等が流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊の組織を活用して応急の措置を行うとともに、消防機関その他関係者に連絡する。
- (5) 要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して初期救助・救護を実施する。
- (6) 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底するとともに、混乱を防止するために建物内にいる在館者に適切な指示を行う。
- (7) 在館者等を避難場所 〇〇〇公園 へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
- (8) 管理権原者は、事前に周辺事業所と震災時の応援体制を図り、必要に応じ、周辺地域の消火活動、救助・救護活動を行う。
- (9) 家族等との安否確認は、次のとおりとする。
 - ア 従業員は、震災時に家族等の安否を確認し、安否確認者(班) に報告するものとする。
 - イ 安否確認者(班)は、震災時に、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業員の安否確認を実施するものとする。
- (10) 従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動は、次のとおりとする。
 - ア 管理権原者は、震災時に 館内放送 及び 拡声器 を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底するものとする。
 - イ 管理権原者は、震災時に災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い、施設内で待機できるか判断するものとする。

施設チェック項目・・・別表7のとおり
 - ウ 管理権原者は、施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、東京都や市区町村からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに従業員等を誘導するものとする。
 - エ 管理権原者は、災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社計画表に基づき、方面別に集団で帰宅を実施するものとする。
- (11) 管理権原者は、周囲の環境等から必要な活動に関して、次の措置を講じておく。

津波対策・・・・「津波注意報が発表された場合は、地階にいる者へ避難を促したのち、防水板及び土嚢を用いて、浸水防止措置を講じる」旨を従業員に周知しておく。

液状化対策・・・・ライフラインの長期停止を想定し、非常用物品を多めに準備する。
液状化した泥砂が地階へ入らないように浸水対策に準じて対応する。

- (2) 緊急地震速報は、地震の発生及びその規模を素早く感知し、地震による強い揺れが始まる数秒前から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせるものである。

緊急地震速報を受信した場合は、次のような緊急措置を実施する。

- 大きなオフィス家具から離れ、机の下などに隠れ頭を保護する。
- 慌てて外に飛び出さずに安全スペースを探す。
- 火気使用設備器具等を使用している場合は、揺れがおさまってから消火する。

＜参考＞ 緊急地震速報利活用マニュアルの例については、資料編・資料 20 参照

- (3) 地震による被害を最小限に抑えるには、まず身を守り、揺れがおさまってから二次災害を防ぐために素早く火の始末を行う。阪神・淡路大震災では、地震発生から 1 時間までの出火件数は 112 件で、発生後 5 分以内の出火が 76 件で、全体の 67.9%^{*}に達した。【※ 第 15 期火災予防審議会地震対策部会答申資料平成 15 年 3 月】
- (4) 危険物等を貯蔵し、取り扱う事業所では、あらかじめ危険物等の漏えい時の拡大防止措置、回収方法、火災等の二次災害防止措置、資器材の準備と調達方法、災害時の事業所間の応援協定などを定めておく。
- (5) 大規模な地震時は、同時に多くのけが人や救助事案が発生することが予想されるが、交通障害等により、消防機関が平常時のような救助・救急活動を行うことが困難になることから、救出や救護については自己の事業所で行えるように、事前の教育、訓練が必要となる。
- (6) 各事業所は、震災時の任務分担に応じて被害状況等を正確に把握し、確実に責任者（防火対象物自衛消防隊長等）に報告する。責任者は、正確な情報を素早く入手するとともに、必要な情報を災害対策本部で集約し、活動に反映させる。情報の混乱を防ぐため、入手した情報を取りまとめる場所や情報連絡者を定め、情報の整理確認を行う。
- (7) 地震による火災の延焼拡大や津波の来襲、高潮による浸水等により地域全体が危険になると予想される場合は、あらかじめ定めた避難場所に速やかに避難すること。
- (8) 大規模な地震時は、下記に示すような同時多発火災の発生や道路の通行障害等により、消防機関による十分な活動が期待できなくなるおそれがある。そのため、事業所においては、火災の拡大防止やけが人の救出救護などにおいて、地域住民と協力した連携活動を積極的に実施する。

- 火災及び死傷事故の多発
- 電話等通信施設のまひによる火災等の発見、通報の遅れ
- 家屋、塀などの倒壊、交通信号のまひによる道路の交通障害
- 道路の亀裂による消火栓等の消防水利の使用障害
- 災害の同時多発による消防部隊の活動上の制約

- (9) 管理権原者は従業員に対し、事前に定めた安否確認手段を用いて迅速かつ効率的に家族等の安否確認を行わせる。

ア 複数の拠点を抱える事業所にあつては、各事業所周辺地域の被害状況などを安否確認時に併せて情報収集し、地震被害の全体像の把握に努めるとともに、収集した情報については、従業員及びその他防火管理業務に従事する者に伝達するようにする。

- (10) 管理権原者は、地震後に施設内に待機することが可能か判断するために、事前に作成した被害状況を確認するチェック表により点検を行う。

ア 建物全体の管理権原者は、建物の構造や防火設備、避難施設等を含めた建物全体のチェック項目を、施設内の一部分を占有する管理権原者は、管理権原の及ぶ範囲内でチェック項目を点検する。

イ 管理権原者は、施設へ安全にとどまることができないと判断した場合は、従業員等を一時滞在施設又は避難場所へ誘導する。一時滞在施設の開設情報は、地震後、東京都や市区町村のホームページ又はマスメディア等から収集することが可能である。

ウ 従業員等が安全に帰宅できる状況になった場合は、時差退社計画に基づき、従業員をグループごとに帰宅させる。退社可能の判断は、次のような情報等を把握し総合的に判断する。

- 帰宅ルート周辺の災害(火災、浸水、道路の閉鎖等)の収束
- 行政機関からの支援(代替搬送手段の運行、交通整理・交通誘導等)の開始
- 災害時帰宅支援ステーションによる支援の開始

- (11) 東京都が作成・公表する地震の被害予測や区市町村が作成するハザードマップ等を活用し、津波、液状化、崖崩れ、堤防の損壊等の危険性を把握し、必要な活動内容を定めておく。

(施設再開までの復旧計画)

- (1) ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。
- (2) 震災後の二次災害発生を防止するために、火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
- (3) 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。
- (4) 管理権原者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、通常と異なる利用形態となることから立入禁止区域や避難経路を従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知徹底する。

※● 15 大規模テロ等に伴う災害対策

- (1) マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期的に点検を行う。
 - (2) 大規模テロ等に伴う災害時の活動は、前記自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
 - (3) 行政機関からの指示等に従うことを原則とする。
 - (4) 行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等があった場合は、在館者に確実に伝達する。
 - (5) 自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行政機関からの指示を待つ。
 - (6) その他
-
-

● 16 大雨・強風対策

- (1) 日頃から側溝、排水溝の清掃、強風による落下危険のある物の除去、固定措置等を実施しておく。
 - (2) 大雨・強風に伴う災害時の活動は、前記自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
 - (3) 建物外部に通じる窓・扉を閉鎖する。
 - (4) 資器材の点検・整備を行う。
 - (5) 道路冠水等により地下室が浸水するおそれがある場合、地下室の立入制限、エレベーターの使用制限を行う。
 - (6) 浸水防止措置を実施する。
 - (7) その他
-
-

(施設再開までの復旧計画)

- (1) 震災時は、ガス、電気等のライフラインが途絶することが予想されるため、代替資源等として次のようなものを確保しておく必要がある。

ガ	ス	プロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロ・ボンベ等	
電	気	自家発電設備、蓄電池設備、携帯電話用電池等	
上	下	水道	受水槽、井戸、貯水池、浄水装置、水中ポンプ、簡易トイレ等
電	話	無線機、パソコン、専用回線、公衆電話、船舶及び車載無線機等	

【参考：阪神・淡路大震災時のライフライン被害規模・復旧日数】

業	種	被害規模	復旧日数
ガ	ス	約 86 万戸の都市ガス供給停止	85 日後
電	気	地震直後は約 260 万戸停電	6 日後
水	道	神戸市等の 9 市 5 町で約 130 万戸の断水	90 日後（神戸市の復旧完了日）

- (2) 阪神・淡路大震災に伴う火災の中には、電気、ガス等の供給再開時に発生したのも多かったことから、使用再開前に設備、器具に不備がないことを確認する。点検項目は、次のとおりとする。

- 火気使用設備器具、電気器具及びブレーカー等のスイッチの状況
- 火気使用設備器具及び電気器具等の使用可否の状況
- 電気配線及びガス配管の破損状況、接続状況
- 危険物の漏えい、危険物貯蔵タンク等の傾斜、破損状況

- (3) 二次災害の発生を防止するため、建築物や建築物内に設置されている付属設備の被害状況、消防用設備等の損壊状況の点検を確実に行う。危険がある場合は、立入禁止措置を行う。
- (4) 平常時とは異なり、地震により建築物や設備に思わぬ危険箇所が生じていることがあるため、損壊状況を的確に把握し、作業を行う場合の安全確認を入念に行う必要がある。

復旧作業を行う者に対して、安全な作業方法の教育や安全管理体制を確立、危険箇所への立入禁止措置、出火防止対策等を徹底させる。

※● 15 大規模テロ等に伴う災害対策

- (1) 大規模テロ等とは、次に掲げるものをいう。

- ① 突発的なテロ
- ② 国民保護法等に定める武力攻撃（予測）事態、緊急処理事態に係る警報の発令

※③ 毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤若しくは毒素の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故が原因により生ずる特殊な災害

- (2) 在館者の身の安全の確保と確実な避難のため、大規模テロ等に伴う災害についても自衛消防対策を定めておく必要がある。
- (3) 事業所の判断で活動するのではなく、建物内の安全な場所に留まり、行政機関からの指示に従うことが重要である。

※ 防災管理者は、上記③に伴う自衛消防対策を定める。

● 16 大雨・強風対策

- (1) 大雨・強風対策としては、日常の定期点検、正確な情報の収集手段の確保が必要である。
- (2) 大雨・強風の場合は被害が発生してから活動を開始して遅すぎることがあるため、いち早く被害を把握できるように、定期的に巡回を行うことが必要である。
- (3) 雨や風が入り込むことで消防用設備が誤作動することを防ぐ必要がある。
- (4) 水防用資器材等を配置している場合に規定する。
- (5) 局地的な豪雨の場合、地下室に大量の雨水が進入する危険があることから、定める必要がある。
- (6) 浸水防止措置は、雨水が流入してからでは間に合わない場合もあるため、流入前に措置を講じておく。

● 17 受傷事故等に係る自衛消防対策

- (1) 従業員の救命講習受講等の促進を図る。
- (2) 応急救護資器材を配置している場合、定期的に点検・整備を行う。
- (3) 受傷事故等発生時の活動は、前記自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (4) 受傷事故等発生時、傷病者のそばにいる者は、応急手当を行うとともに、消防機関へ通報する。
- (5) 応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。
- (6) 人員に余裕のある場合、玄関等から救急隊を、現場へ誘導する。
- (7) 救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。
- (8) その他

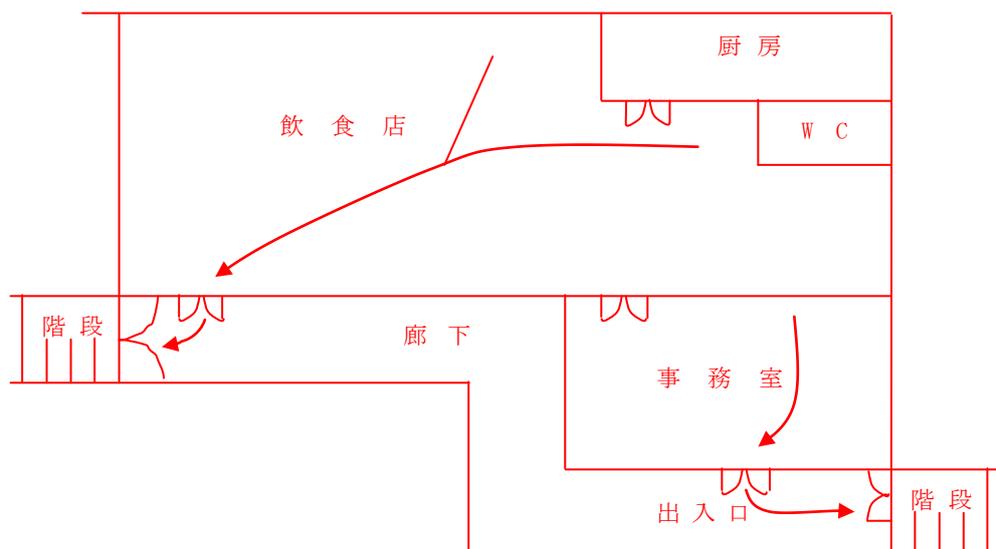
18 その他防火管理上必要な事項

緊急連絡先 〇〇 〇〇 TEL 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

収容人員の適正管理

過剰な人員が入店しないように従業員に徹底する。

19 避難経路図の掲示



● 17 受傷事故等に係る自衛消防対策

- (1) 災害には至らない、受傷者、急病人の発生の場合でも自衛消防隊の応急救護班が活動することが有効である。
- (2) 事前の備えとして、救命講習の受講促進や応急資器材の定期的な点検について規定する。
- (3) 受傷事故等発生時の自衛消防隊への連絡手段、活動体制等について規定する。

18 その他防火管理上必要な事項

緊急連絡先には、防火管理者及び連絡がとれる者で適切な処置ができる者等の氏名、電話番号を記入する。この消防計画に記載してある項目以外に必要なことがあれば、記入する。

19 避難経路図の掲示

簡単な平面図とし、避難の経路を矢印で明記し、従業員の見やすい場所に掲示しておく。

別表 1 - 1

自主検査表（日常） 4 月

検査実施者 ○○ ○○

日	曜日	検査項目							
		避難通路等の 物品の有無（避 難施設の維持 管理）	ガス器具 のホース の老化・ 損傷	電気器具 の配線老 化・損傷	火気使用 設備器具 の異常の 有無	吸殻 の 処理	倉庫等 の施錠 確認	終業時 の火気 の確認	その他（トイ レ内の可燃 物・ゴミ箱等 の確認）
1	月	○	○	○	○	○	○	○	○
2	火	○	○	○	○	○	○	⊗	○
3	水	○	○	○	○	○	○	○	○
4	木	⊗	○	○	○	○	○	○	○
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

（備考） 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。
 （凡例） ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

防 火 管 理 者
確 認

別表 1 - 2

自主検査表（定期）

実施項目及び確認箇所		確認結果		
建築物構造	(1) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	○		
	(2) 天井 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。	○		
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	○		
	(4) 外壁・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	○		
避難施設	(1) 避難通路 ① 避難通路の幅員が確保されているか。	○		
	② 避難上支障となる物品等を置いていないか。	○		
	(2) 階段 階段室に物品が置かれていないか。	○		
	(3) 避難階の避難口 ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。	○		
	② 避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。	○		
	③ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	○		
火気使用設備器具	(1) 厨房設備 ① 可燃物品からの保有距離は適正か。	○		
	② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	○		
	③ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	○		
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ ① 自動消火装置は適正に機能するか。	○		
	② 火気周囲は整理整頓されているか。	○		
電気設備	電気器具 ① コードに亀裂、老化、損傷はないか。	○		
	② タコ足の接続を行っていないか。	○		
	③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	○		
その他	危険物 ① 容器の転倒、落下防止措置はあるか。	○		
	② 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	○		
	③ 整理整頓状況は適正か。	○		
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認

(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

▲別表2（防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

防火・防災管理業務の一部委託状況表

年 月 日現在

再受託者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 一部有 <input type="checkbox"/> 全部	通報承認	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（承認番号〇〇〇〇〇）	
防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地〕		受託者が再委託する場合記入		
氏名（名称）	〇〇管理株式会社 代表取締役〇〇〇〇	〇〇警備株式会社 代表取締役〇〇〇〇		
住所（所在地）	千代田区日比谷公園〇丁目〇番地〇〇号	新宿区新宿〇丁目〇番地〇号		
担当事務所（電話番号）	銀座営業所（03-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	東部地区営業所（03-〇〇〇〇-〇〇〇〇）		
所在地	中央区銀座〇丁目〇番地〇〇号	港区新橋〇丁目〇番地〇号		
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
〔教育担当者氏名〕	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇		
〔講習等種別・番号〕	自衛消防業務講習 修了番号〇〇〇〇	自衛消防業務講習 修了番号〇〇〇〇		
〔教育計画〕	〇月と〇月に実施する。	〇月と〇月に実施する。		
受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法	常駐方法	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など） <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	<input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
	巡回方法	<input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		常駐場所	1階防災センター	地下1階監視室
		常駐人員	営業時間内15名、時間外5名	常時1名
		委託する防火対象物の区域	全域	全域
	委託する時間帯	24時間体制	8時00分から18時00分まで	
	巡回方法	<input type="checkbox"/> 出火防止業務（火気使用箇所の点検など） <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	<input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左		
遠隔移報方式	巡回回数			
	巡回人員			
	委託する防火対象物の区域			
	委託する時間帯			
遠隔移報方式	通報登録番号			
	<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務	<input type="checkbox"/> 同左		
	<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	<input type="checkbox"/> 同左		
	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左		
	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左		
遠隔移報方式	現場確認要員の待機場所			
	到着所要時間			
	委託する防火対象物の区域			
	委託する時間帯			

（備考）「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

（注） 通報登録番号とは、即時通報など自動通報等の登録会社として、東京消防庁の承認を受けた際の登録承認番号をいう。

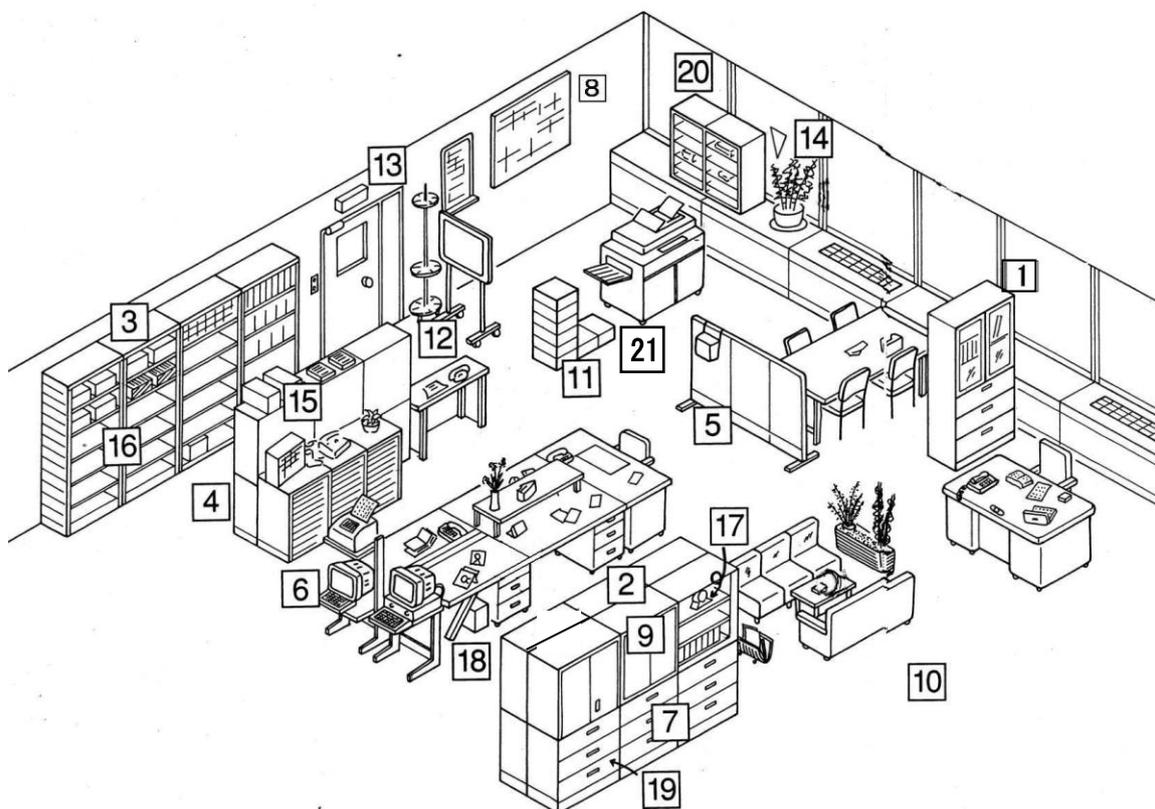
別表 3

自衛消防訓練実施結果記録書

実施日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで				
実施場所					
実施範囲	全体・部分（棟 階）				
訓練想定 （該当する□にチェックをし、具体的な内容を記載する。）	<input type="checkbox"/> 火災 ・ <input type="checkbox"/> 地震 ・ <input type="checkbox"/> その他の災害（ ） 具体的な内容：				
訓練項目等 （該当する□にチェックをし、参加人員を記入する。）	<input type="checkbox"/> 総合訓練			名	
	個別 訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練	名	<input type="checkbox"/> 通報訓練	名
		<input type="checkbox"/> 避難訓練	名		
		<input type="checkbox"/> その他（ ）			名
訓練参加者 内 訳	従業者・居住者等（全員・一部） 名 （うちパート・アルバイト 名） 参加者内訳：自衛消防隊員 名 自衛消防活動中核要員 名 （うち 本部中核要員 名（うち 防災センター要員 名） 地区中核要員 名）				
訓練指導者	職 氏名				
結果への意見	全体の評価				
	推奨事項				
	反省点				
記録作成者	職 氏名				

- 備考 1 総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供などの一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。
- 2 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。
- 3 自衛消防訓練実施結果記録書は、3年間保存すること。

オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト



項 目	チェック
1 背の高い家具を単独で置いていない	
2 安定の悪い家具は背合わせに連結している	
3 壁面収納は壁・床に固定している	
4 二段重ね家具は上下連結している	
5 ローパーティションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにし、床に固定している	
6 OA機器は落下防止してある	
7 引出し、扉の開き防止対策をしている	
8 時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している	
9 ガラスには飛散防止フィルムを貼っている	
10 床につまずきやすい障害物や凹凸はない	
11 避難路に物を置いていない	
12 避難路に倒れやすいものはない	
13 避難出口は見えやすい	
14 非常用進入口に障害物はない	
15 家具類の天板上には物を置いていない	
16 収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない	
17 危険な収納物（薬品、可燃物等）がない	
18 デスクの下に物を置いていない	
19 引出し、扉は必ず閉めている	
20 ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない	
21 コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている。	

別表 5

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄（例）

備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		30人/3日分の備蓄量
3階 倉庫A	食料品	アルファ化米(3食分)	270食
		乾パン(1缶)	90缶
		缶詰(3缶)	270缶
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	270リットル
	救急医療薬品類	消毒液	1本(500ml)
		ばんそうこう	1箱(50枚入)
		風邪薬	1箱(10袋入)
	要配慮者用	簡易ベッド	1床
		簡易間仕切り壁	パーティション4枚
		乳幼児用食品	10食
		粉ミルク	1缶
		哺乳器	1個
		車いす	1台
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	30枚
		簡易トイレ	3基
		敷物・ブルーシート等	5枚
		携帯ラジオ	3個
		懐中電灯	3個
		乾電池(単1から単4)	各20本
		使い捨てカイロ(3個)	270個
		ウエットティッシュ	10本
		非常用発電機	1台
		工具類	1セット
		ヘルメット	30個
		軍手	30双
		地図(1都3県)	各2枚
拡声器		1台	

別表 6

震災時における時差退社計画（例）

優先順位	家庭内事情	氏名	自宅住所	帰宅ルート概要	距離	付加的要素	帰宅グループ	
			連絡先	主要路線	予測時間		開始時刻	
				通常の通勤経路			到着時刻	
1	有		千葉県…市…	千葉方面（…区→…区→…市）	15Km	①××橋、◆◆橋に注意 ②湾岸の液状化も考慮	千葉 A グループ	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	3時間		開始 :	
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :	
	有		埼玉県…市…	埼玉方面（…区→…区→…市）	20Km	○○区××（地域危険度5）を通過	埼玉 A グループ	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	4時間		開始 :	
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :	
		東京都…区…	都内（…区→…区→…区）	5Km		直近居住者		
		090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	1時間		開始 :		
		(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :		
2			埼玉県…市…	埼玉方面（…区→…区→…市）	12Km	○○区××（地域危険度5）を通過	埼玉 A グループ	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	2.4時間		開始 :	
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :	
				埼玉県…市…	埼玉方面（…区→…区→…市）	15Km	○○区××（地域危険度5）を通過	埼玉 A グループ
				090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	3時間		開始 :
				(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :
			埼玉県…市…	埼玉方面（…区→…区→…市）	18Km	○○区××（地域危険度5）を通過	埼玉 A グループ	
			090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	3.5時間		開始 :	
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :	
3			神奈川県…市…	神奈川方面（…区→…市→…市）	25Km	①××橋、◆◆橋に注意 ○○区××（地域危険度5）を通過	神奈川 A グループ	
			080-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	5時間		開始 :	
			(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :	
				神奈川県…市…	神奈川方面（…区→…市→…市）	30Km	①××橋、◆◆橋に注意 ○○区××（地域危険度5）を通過	神奈川 A グループ
				090-××××-××××	国道○号線→××街道→◆◆街道	6時間		開始 :
				(Eメール)	…線…駅→…線…駅			到着 :

第1優先順位 : 家庭内事情がある者、勤務地直近（おおむね10km以内）に居住しており徒歩帰宅が可能な者

第2優先順位 : 勤務地からおおむね20km以内の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

第3優先順位 : 勤務地からおおむね20km以上の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者

別表 7

施設の安全点検のためのチェックリスト (例)

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物 (傾斜・沈下)	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物 (倒壊危険性)	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部 (居室・通路等)				
1	床	傾いている、又は陥没している。		立入禁止
		フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。		立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、又は変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、又は変形している。		要注意/要修理
		窓が割れている、又はひびがある。		要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
7	じゅう器等	じゅう器 (家具) 等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
		書類等が散乱している。		要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。(商用電源の途絶)		代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベーター	停止している。		要復旧 →メンテナンス業者に連絡
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者又は消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない (あふれている)。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止/要復旧
		停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している (通行不可である)。		要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意 (状況により立入禁止)

別紙 1

(例) 防火・防災の手引き (新入社員用)

〔消防計画について〕

〇〇株式会社 の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
消火器が設置されている場所を自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気使用設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる。）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

別紙 2

(例) 防火・防災の手引き (従業員用)

〔消防計画について〕

当該事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡(情報)班 ()
- 2 初期消火班 (・)
- 3 避難誘導班 (・)
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか ()
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか ()

〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気使用設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理(水の入ったバケツに捨てる)を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物(シンナー、ベンジンなど)を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持っていきましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します。(火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など)
防火管理者に連絡し、指示を受けてください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口(出入口)を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

「防火・防災の手引き」における各用途の特性

次に掲げる各用途別の特性を参考にして、事業所の実態に応じて実施する内容を、その他欄の下線を引いた部分に記入する。なお、[消防計画について]の欄の各()内は、防火・防災教育を実施するときに、従業員に記入させる等して活用する。

- 1 劇場、映画館、公会堂等（政令別表第1(1)項）
 - 楽屋の喫煙管理を徹底してください。
 - 舞台及び客席は、喫煙、裸火使用、危険物品持込みが禁止されていますので、持ち込ませないようにしてください。
 - 定員以上のお客を入れないようにしてください。
- 2 キャバレー・ナイトクラブ等（政令別表第1(2)項イ）
 - ソファ、椅子の背もたれ等に、タバコの火種が落下していないか、閉店後点検してください。
 - カーテン等により、非常口が見えなくなることはないようにしてください。
 - 従業員の対応に不満を持ち放火されることもあるので、トラブルがあった場合は、監視を強化してください。
 - 火災発生時には、直ちに音楽放送を停止してください。
- 3 遊技場等（政令別表第1(2)項ロ）
 - 吸殻がむやみに捨てられやすいので、吸殻の回収は、一定時間ごとに行い、他のゴミと一緒に処理しないように分別処理してください。
 - 従業員更衣室・雑品倉庫などの施錠を確認してください。
 - 火災発生時には、直ちに音楽放送を停止してください。
 - 避難の障害となるゲーム機械は、通路、出入口付近には置かないでください。
- 4 飲食店等（政令別表第1(3)項）
 - 避難通路は、有効な幅員1.2m以上を確保するようにしてください。
 - 閉店後の喫煙管理を徹底してください。
- 5 物品販売店舗等（政令別表第1(4)項）
 - 避難通路上へのはみだし陳列（ワゴン、平台、ハンガーなど）は、行わないでください。
 - 階段、通路等への出入口付近には、商品等は絶対に置かないでください。
 - 階段室、通路、廊下等の避難の経路には、商品等は絶対に置かないでください。
 - 避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。
 - 売場及びお客の出入りする部分は、喫煙、裸火使用、危険物品持込みが禁止されていますので、持ち込ませないようにしてください。
 - 屋上広場は、一時的な避難広場となっています。
- 6 旅館、ホテル等（政令別表第1(5)項イ）
 - 宿泊客のチェックアウト後と宴会終了後に客室の押入れ、宴会場のゴミ入れなどにタバコの不始末がないか確認してください。
 - 宿泊客に対し、廊下・階段等での禁煙を指導してください。
 - 宿泊客のチェックアウト後は、早期に室内を点検し、施錠してください。
 - 避難口（出入口）を開放し、避難口まで宿泊客を誘導します。
 - 避難経路図が掲出されているか確認してください。
 - 火災が発生した場合は、1部屋ごと逃げ遅れた者がいないかを確認してください。
 - 宿泊客のチェックイン時に、防災設備の活用方法や避難方法を説明してください。
 - 挙動不審な者に対しては、声をかけ宿泊客であるかを確認してください。
- 7 病院、診療所等（政令別表第1(6)項イ）
 - 患者が使用した灰皿の吸殻を定期的に回収してください。
 - 危険物品（アルコール類など）を使用するときは、防火管理者の承認を得てください。
 - リネン室、パントリー、雑品倉庫等を使用しないときは、施錠してください。
 - からだの不自由な患者等を最優先して避難誘導します。
- 8 その他の用途及び共通事項等
 - 油ボロ類は、他の可燃性のゴミくずと一緒にしないように分別処理してください。……作業場等
 - 子供の手の届くところに、マッチ・ライターなどを置かないでください。……保育園等
 - 全用途
在館者の混乱防止を図るため、在館者が動揺しないように大声で、はっきり指示してください。
上記の「在館者」は、各用途により適宜、「お客様」「宿泊客」「患者」「従業員」等に置き換えてください。